

庄内町広報紙記事掲載及び折り込み基準

(趣旨)

第1条 庄内町が発行する「広報しょうない」(以下「広報紙」という。)に記事掲載する事項及び案内チラシ等の折り込みの取り扱いは、この基準の定めるところによる。

(記事掲載及び折り込み)

第2条 職員が行う広報紙への記事掲載及び折り込みは、次に掲げる事項とする。

- (1) 各種法令、町条例及び諸規則等町民への周知に関する事項
- (2) 町の諸施策、町及び関係する機関や団体等が行う事業の周知、啓発及び開催案内と実施後の経過に関する事項
- (3) 町民の生活及び文化の向上に資する事項
- (4) 町民に広く周知を必要とする事項

2 広報紙には記事掲載を基本とするが、掲載のいとまのないもの又は記事の量が多いものは折り込みとし、記事掲載と折り込みの重複した取り扱いは行わないこととする。また、個別に通知するもの(予定のあるものを含む。)は、記事掲載及び折り込みを行わないこととする。

(依頼による記事掲載等)

第3条 町以外の機関、団体及び町民からの依頼のあった記事が、次の事項に該当する場合は、記事掲載及び折り込みを行わないものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 政治性及び宗教性のあるもの
- (3) 個人宣伝又は個人活動を目的とするもの
- (4) 記事の主体及び責任の所在が不明確なもの
- (5) 対象が特定の町民又は集落に限定されるもの。ただし、公共施設は除く。
- (6) 営利を目的としたもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広報の記事としてふさわしくないと認められるもの

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、広報紙への記事掲載及び折り込みに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、平成19年2月15日から施行する。

この基準は、令和4年1月17日から施行する。